

第 1 回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ 議事録

議題等	平成 26 年度第 1 回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ		
日 時	平成 26 年 5 月 26 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分	場所	知立市役所 第 9 会議室
出席者	<p>○参加者</p> <p>知立市民生・児童委員協議会（北部会長） 知立市民生・児童委員協議会（南部会長） 知立市民生・児童委員協議会（中部会長） ボランティア あおみの会 第 2 けやき作業所 知立市社会福祉協議会 知立市身体障害者福祉協議会 知立市聴覚障害者協会 知立手をつなぐ育成会 知立市総務部安心安全課 知立市保険健康部長寿介護課 知立市保険健康部健康増進課</p> <p>○事務局</p> <p>福祉課 福祉企画係長 主事</p>		
<p>1. あいさつ 福祉課長より</p> <p>2. 委員紹介 部会長の選任：第 2 けやき作業所長に決定した。 災害時の対応として、けやき作業所のメンバーの受け入れを実施するが、その他については、この部会で検討していきたい</p> <p>3. 説明事項</p> <p>(1) 知立市障がい者計画・障がい福祉計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明 <p>(2) 障害者地域自立支援協議会生活関連部会（Ⅱ）の計画について （資料 1）平成 18 年度ハッピープランについて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明 ・災害時要援護者名簿（H23 年より）は避難行動要支援者名簿に変更（H26. 4） <p>※災害時要援護者名簿は、災害対策基本法の変更に伴う内容を網羅していないので作り直す必要がある。 地域防災計画の内容に沿って作成をしなければならないところであるが、地域防災計画は平成 27 年 3 月末にできるが、それでは名簿の作成が遅くなってしまうので実際はそれよりも早く作成していく。</p>			

市が避難行動要支援者に直接同意をとらなければならないとされた。

ただし、これまでのように民生・児童委員については、一人暮らし高齢者の実態調査にあわせて内容の説明を依頼する予定であるが、現在検討中となっている。

いずれにしても、名簿の作成が最初の課題となる。

非難行動要支援者名簿の登載者においては、この会議で意見をだしていただき、地域防災計画にのせていただきたい。

(資料 2) 災害時要援護者支援体制マニュアル

第1 災害時要援護者の定義と現状

第2 災害時要援護者支援体制の確立

第3 災害時要援護者の所在把握、安否確認、避難誘導

第4 災害時要援護者に対する情報提供

※個人情報取り扱いの変更についての対応も検討

※情報伝達に関する配慮

※知立市緊急通報装置設置事業

①市町村災害時要援護者支援体制の構築を検討します。

○今後この会議で、上記のマニュアルの見直しも行います。

②福祉避難所との災害協定

○他市の状況

安城市には、7箇所

高浜市には、2箇所

○知立市の方針

社会福祉法人との災害協定をしていきたい。。

けやきの会、社会福祉協議会

※特別擁護老人ホームについては、施設利用者がいるので要検討

③情報の伝達について

・避難行動要支援者名簿に同意されない方の対応策が必要である。

・個別ケースの支援プランの策定を検討し、関係者に周知する必要がある。

④防災情報の伝達体制作り

・情報の取得方法について検討します。

・情報の伝達方法について検討します。

(避難所からの情報発信)

⑤自主防災会への要援護者への対応を検討します。

3. 質問事項

(民生・児童委員南部会長)

民生・児童委員は3年ごとに変わるが、町内会、老人会のメンバーは毎年変わってしまうことが問題である。

民生・児童委員の立場から言えば、高齢者については委員で一人ひとりまわることができるが、地域でまわることは難しい。

要支援者のことについては、民生・児童委員の仕事であるといわれ、温度差がある。

町内会でも役員までは伝わるが、組長までは難しい。

名簿をつくることはできるが、実際に支援体制を機能させるのが難しい。
この名簿の取り扱い等のイニシアティブをとるところを決めて活用できたらいい。

（身体障害者福祉協議会）

身体障がい者の方で、身体障害者福祉協議会に新たに参加される方がいなくなった。
町近所の人でも障がいを持っている人がわからない。

（事務局）

行政は、障害者手帳を申請した段階ではじめて把握できる。
名簿登録の際は、障がい者の方には、郵便で発送して返送してもらっている。
障がい者の方は、障がいを持っていることを秘密にしておいてほしい方もいる。

（民生・児童委員北部会長）

民生委員も障がい者の把握はしていない。
把握する方法を検討する必要がある。
名簿はできるが、実際に災害時に機能させる必要がある。
名簿作成後。個人情報の観点もあるので、情報をどこまで発信できるかが問題。

（部会長（けやきの会））

障がい者イコール避難行動要支援者ですか。

（事務局）

障がい者及び高齢者です。

（事務局）

資料2の3ページで一人暮らし高齢者であって市に登録されているもの、在宅の要介護高齢者で要介護3～5の者、身体障害者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級もしくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者、知的障がい者のうち、障がいの程度のA判定の者、その他支援を希望し、市長が支援を必要と認めたものです。

（身体障害者福祉協議会）

4級でも要支援が必要である方はどうなるのですか？

（事務局）

その他支援を希望し、市長が支援を必要と認めたものに該当しますので、希望があればすべて受け付けています。

（手をつなぐ育成会）

避難行動要支援者の登録がなければ、福祉避難所を利用できないのか？

（事務局）

福祉避難所等の運営方針を決めた上で、避難行動要支援者の登録が必須になるのかどうか検討します。

（手をつなぐ育成会）

決定されたら、情報発信をしっかりと行ってほしい。
前進会や安城特別支援学校を通じて情報発信します。

（事務局）

避難行動要支援者の登録者と福祉避難所に避難できる方とは関係ありません。
福祉避難所の指定は、できていません。

当初、社会福祉協議会を福祉避難所として考えていましたが、災害時には、社会福祉協議会はボランティアセンターとして、避難物資の集積場として機能を考えています。

それ以外の福祉サービス事業所と福祉避難所の災害協定をしていきます。

(安心安全課)

策定スケジュールについて教えてください。

(事務局)

障がい者福祉計画を平成 26 年 10 月までに策定します。

計画を実行に移すため、3 年間をかけて体制づくりをします。

(安心安全課)

町内会 31 あり、すすんでいるところでは、自主防災会で災害時要援護者を含めて訓練をしているところもある。

自主防災会は 31 町内あるので、安心安全課より依頼していきたい。

(事務局)

災害時には、避難行動要支援者の情報は使用できるが、訓練においては利用できるのか？

(民生・児童委員北部会長)

山町では、防災訓練において、高齢者を対象として実施している。

障がい者の方までは、実施していない。

(事務局)

災害時において、高齢者に限ってはよいですか？

(長寿介護課)

民生・児童委員において、高齢者世帯の訪問を実施しているので、災害時の訓練に参加してもらってもいいと思います。

(聴覚障がい者協会)

聴覚障がい者協会においては、災害時の訓練を実施したいという声が多くある。

障がいにおいても、いろんな種類がある。

障がいの種類の違いにおける災害時の対応策も検討してほしい。

(民生・児童委員南部会長)

障がい者の世帯を廻ったとき、障がい者の世帯より災害時の対応を切々と語られた。

この会議が、災害時の対応の出発点となるので、この会議を何回も何回も実施していくしかない。

(手をつなぐ育成会)

宝町ですが、民生・児童委員が家を訪問していただき、支援していただける方が 2 名いますか？と具体的な話があったので同意書を提出しました。

町内において、まちまちですか？

(身体障害者福祉協議会)

八橋町でもありました。

(事務局)

平成 24 年度に名簿を作成し、当時の区長さんに渡しました。

その後は、各区長さんに委ねたので、しっかり管理した町内と管理できなかった町内がありました。

民生・児童委員もまちまちで、しっかり実施していただいた方と熱心でない方もいました。

今回の実施については、しっかり検討していきたい。

訓練については、国の Q&A に載っていないので、安心安全課を通じて国に確認します。

(民生・児童委員南部会長)

今後の会議のスケジュールについてはどうなりますか？

(事務局)

10月までは、原案を提示して審議してもらいます。開催は、2ヶ月もしくは3ヶ月に1回を予定しています。

名簿づくりは、今年度に作成します。

事務局案を提示させていただき、この会で議論していただきます。

障がい者を対象にした避難訓練についてですが、障がい者の避難訓練については検討したことがありません。

障がい者の避難訓練を要望する団体があれば福祉課に提案してください。

安心安全課にお聞きしますが、障がい者の避難訓練を実施するのは、可能ですか？

(安心安全課)

具体的な訓練内容を教えてもらわないとわからない。

(聴覚障がい者協会)

安心安全課では、障がい者に対する状況を理解していない。

聴覚障がい者の場合は、コミュニケーションができないので自宅にいる。

障がい者に対する理解を安心安全課は理解していない。

元気な人たちのみの避難訓練はおかしい。その点の理解をしてほしい。

(部会長 (けやきの会))

この会議が障がい者の災害時の対応を考えるスタートになると思います。

次回はなにをするのかありますか？

(事務局)

災害時要援護者から避難行動要支援者に変った点について、検討をお願いします。

(部会長 (けやきの会))

災害時のそれぞれの団体の考え方が違うので、それぞれ団体の考え方をまとめてもらうのも必要であると考えます。

以上

第2回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ 議事録

議題等	平成 26 年度第2回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ		
日 時	平成26年8月20日（水） 午後2時00分～午後4時20分	場所	知立市役所 第1会議室
出席者	<p>○参加者</p> <p>知立市民生・児童委員協議会（北部会長） 知立市民生・児童委員協議会（南部会長） 知立市民生・児童委員協議会（中部会長） ボランティア あおみの会 第2けやき作業所 知立市社会福祉協議会 知立市身体障害者福祉協議会 かとれあワークス 知立手をつなぐ育成会 知立市総務部安心安全課 知立市保険健康部長寿介護課 知立市保険健康部健康増進課</p> <p>○事務局</p> <p>福祉課課長 福祉企画係長 主事</p>		
<p>1. あいさつ</p> <p>第2けやき作業所 会長より</p> <p>2. 議題</p> <p>災害対策基本法（災対法）の改正に基づき取り組む必要がある事項</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>*安心安全課より、この会議で決定された内容については、知立市災害時等防災計画に盛り込むようにするとのこと。</p> <p>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲について、意見をいただきたい。</p> <p>(かとれあ福祉ネット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度において制定されたものと思いますが、精神の方が対象とされていないのはなぜですか？ ・精神障がい者においても、知的障がい者と同じように臨界時点においては、個人で行動することは難しい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この要綱が制定された当時でも三障がいがあったにもかかわらず、精神が対象とされていないことは、不自然ではありますが、当時は身体的なものに重きをおいて設定されたものだと考えています。 ・個人的には、精神障がい者の方も避難行動要支援者に含まれるべきだと思います。 <p>資料1の「安城市地域防災計画」においては、発達障がい又は精神障がいがあり、精</p>			

神障がい者保健福祉手帳 1 級のものがあるので、追加すべき内容と考えます。

(かとれあ福祉ネット)

- ・かとれあ家族会に諮ったところ、家族会の方からも避難行動要支援者に含めてほしいとの意見をいただいています。

(事務局)

- ・委員の方の意見をいただき内容の変更をしていきたいので、議論していただきたい。

(手をつなぐ育成会)

- ・療育手帳 B の方で、自閉症の方、発達障がいの方もいらっしゃるので、そのような方についても要支援者に含めてもらいたい。

(事務局)

- ・いろんな組み合わせがあるので、複合的な場合は、(5) その他支援を希望し、市長が支援を必要と認めた者で対応していきたい。その場合には、個々のケースで掲載していきたい。

(会長 (けやきの会))

- ・対象者の範囲が複雑となるとこまるのか？

(事務局)

- ・困るというわけではないか、個々に違ったケースが様々出てくるので、明確にしておきたい範囲を決めればよい。
避難行動要支援者を抽出し、本人の同意をいただいた方で名簿を作成します。
避難行動要支援者の範囲をあらかじめ決めていただければよい。

(かとれあ福祉ネット)

- ・2 歳未満の乳幼児なども避難行動要支援者に含める配慮が必要である。(5) 項の内容を明確にする必要がある。
・項目を追加したほうが、対象者が明確になる。

(民生・児童委員 (北部会長))

- ・項目を追加しても問題ないですね。

(事務局)

- ・項目の追加は問題ありません。
・以前けがをして入院しているがけがの間だけ登録したいと問合せがあった。
そのケースが(5)に該当すると思われる。

(民生・児童委員 (北部会長))

- ・けがまでのケースが対応できるのか？

(事務局)

- ・実際には、登録を断った。

(かとれあ福祉ネット)

- ・地域において、きめ細かく設定したほうが役にたつ。

(民生・児童委員 (北部会長))

- ・支援してほしいとの申し出があった方について、断ることはどうなのか？

(事務局)

- ・検討していただければ、対応したいが避難行動要支援者の範囲を抽出する場合にはむ

ずかしい。

- ・安城市の例のように、明文化していきたい。それを安心安全課に依頼したい。

(会長 (けやきの会))

- ・精神障がい者についてはどうですか？

(かとれあ福祉ネット)

- ・国の方針に合わせるのであれば精神障がい者の 1 級・2 級までが対象となる。

(手をつなぐ育成会)

- ・療育手帳 A、B までを対象とする。

(かとれあ福祉ネット)

- ・療育手帳 A、B あわせて 245 件であるならば、当局にとって 90 件増加することはリスクとなりますか？

(事務局)

- ・増加することはリスクとはなりません。

(手をつなぐ育成会)

- ・対象者の範囲を広げていただき、本人の意向を聞いていただく方法をとっていただきたい。

- ・自閉症の方で知的な問題がなく療育手帳の取得が出来ない方 (高機能自閉症) は精神障がい者手帳を取得される方もいる。

(かとれあ福祉ネット)

- ・知的と精神の両方お持ちの方がいます。

(身体障害者協議会)

- ・肢体不自由については、4 級の方も対象としていただきたい。

(事務局)

- ・高齢者の方は、何歳以上を対象としたらいいか？

(かとれあ福祉ネット)

- ・ひとり暮らし高齢者は対象となるのか。本人が避難困難なものが対象者でイコールとなるのか？

(安心安全課)

- ・避難行動要支援者を抽出するので、対象者としてもよいと思う。

(民生・児童委員 (北部会長))

- ・ひとり暮らしは対象となるが、申請しなければよい。

(事務局)

- ・年齢を設けずに、ひとり暮らし高齢者のくくりで対応すれば、(5)があるので対応できる。

- ・前回の調査においては、ひとり暮らし高齢者 65 歳に対して民生・児童委員の方が家庭訪問をして同意を確認していただいたが、平成 25 年度より 70 歳以上となったため民生・児童委員の方に協力してもらう場合には、65 歳以上 69 歳未満の方がもれてしまいます。

(長寿介護課)

- ・70 歳以上となったのは、65 歳以上の方が増加したため。また、元気であるため。

民生・児童委員に家庭訪問をしていただいているので、70歳以上でいいのではないか。
(民生・児童委員(南部会長))

・平成25年度においては、65歳以上の方は元気で調査に伺うと怒られるケースもあったため、70歳以上としたという経緯がある。

70歳以上の高齢者の方の調査をしたあとのフォローが非常に重要である。

社会との関わりがない方に対して、孤立しない体制づくりが重要である。

災害時孤立すること想定されていない方のほうが多いのではないか。

(民生・児童委員(北部会長))

・刈谷市は70歳以上である。

(ボランティアセンター(社協))

・70歳以上の高齢者は、民生・児童委員にまわっていただくのか?どのように同意をとる予定なのか?障がい者についても。

(民生・児童委員(南部会長))

・障がい者の家庭も民生・児童委員もまわった。

(事務局)

・今回の改正で、全ての対象者について民生・児童委員に同意書をもらう行為はできない。

前は、障がい者の場合は対象者に通知して、説明を希望する方のみ民生・児童委員に家庭訪問してもらった。

今回は、郵送して、返信用封筒を同封して返信により対応することになります。

(身体障害者協議会)

・市から民生・児童委員に障がい者の情報がながれているのですか?

(事務局)

・対象者に郵送したのち、同意を得た方のみ民生・児童委員に家庭訪問してもらいました。

(身体障害者協議会)

・障がい者であることを隠している方は大勢いる。

(健康増進課)

・この会議で結論をだすのですか?

(事務局)

・範囲の設定は重要であるので、再度検討することはできます。

(安心安全課)

・条件については、早急に結論がほしい。

(健康増進課)

・要支援者において、乳幼児、妊産婦(280日プラス1年)も対象となるので、健康増進課で議論をして結論をください。

(かとれあ福祉ネット)

・難病等についても対象とするかを検討すべきである。

(事務局)

・妊産婦・乳幼児も対象とすべきと思います。特定疾患については、58疾患であるので、

難病等についてもこの範囲に取り入れる。

(健康増進課)

- ・母子手帳を発行するので、対象者は把握できます。生んだ確認は、赤ちゃん訪問をするので、確認はできます。年間 750 人です。

(会長 (けやきの会))

- ・精神は、1.2 級、療育 A,B、身体 1,2,3,4 級、聴覚視覚は 2 級、高齢者は 70 歳以上、妊産婦、乳幼児、難病患者とする。

(長寿介護課)

- ・認知症高齢者についても対象としてもらいたい。

(事務局)

- ・各課にもどって、再度課内調整をしていただきたいと思いますので、結論は次回としたいと思います。

(会長 (けやきの会))

- ・結論は次回とします。

(2) 避難支援等関係者の範囲について

(事務局)

- ・改正災対法第 49 条の 11 第 2 項においては、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織が明記されている。知立市においては、避難支援等関係者の範囲をどうするのか？

- ・改正災対法第 49 条の 11 第 3 項においては、本人の同意を得ることを要しないとある。

決めていただきたいのは、平常時の場合と災害時の場合に名簿の提供者をわけるかどうか？

(会長 (けやきの会))

- ・平常時の場合と災害時の場合の名簿の提供者をわけるかどうか？

(民生・児童委員 (北部会長))

- ・平常時は、名簿は要らないのではないかと。災害時のみ名簿があればよいのではないかと。

(事務局)

- ・今回は、事前に町内会に配布はしています。

平常時においては、本人に同意がある場合のみの名簿を配布します。

現在は、自主防災組織 (町内会)、民生・児童委員の 2 ヶ所に配布しています。

改正法において、地域支援者を明確にしたい。

(会長 (けやきの会))

- ・ただいまの説明において、質問がありますか？

(民生・児童委員 (南部会長))

・前回の調査において地域支援者登録については、本人が拒まれた。本人が近隣住民に引け目を感じる。

- ・町内組織、自主防災組織が対象者を網羅しないと機能しない。

- ・平時において、仲間作りをする必要がある。

- ・ 平時に名簿をわたすのはよくない。個人情報観点から。
- ・ これから体制づくりをしていかなければならないが民生・児童委員の経験者でも様々であり、民生・児童委員だけでは町内会を網羅できない。

(民生・児童委員(北部会長))

- ・ 地域支援者については、本人が頼みづらい。
- ・ 近所の付き合い方、仲間作りが重要である。

(身体障害者協議会)

- ・ 障がい者の方は、障がいを隠しているため仲間作りも難しい。
- ・ 名簿の管理も、毎年区長がかわるので非常に難しい。
- ・ 近隣づきあいもなくなってしまっている。

(かとれあ福祉ネット)

- ・ 民生・児童委員や組織であれば、守秘義務があるのでいいが、今回の法改正において民間事業者のヴィラトピア、ほほえみ、老健などは守秘義務が課せられているので、地域支援者にしたらいい。

在宅支援センターも高齢者の情報を持っているので地域支援者として活用できる。

(会長(けやきの会))

- ・ 平常時、災害時においてはどうか。地域支援者は必要である。

(事務局)

- ・ 全体計画において、避難の流れをつくるのが最終的に目標である。個人個人の経路をつくることとなる。

自主防災組織、町内会、民生・児童委員においては、平常時名簿をもつべきである。

(民生・児童委員(北部会長))

- ・ 平常時渡すのであれば、名簿管理の方法をしっかりとる必要がある。

(事務局)

- ・ 地域支援者を避難支援等関係者に入れるかどうか。

(かとれあ福祉ネット)

- ・ 地域支援者において、介護施設等に読み替えればいいので、残すのがよい。

(事務局)

- ・ 安城市においては、地域支援者に対しては、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳のコピーをわたす。

- ・ 介護施設等においては、地域支援者になりえるので欄を残すほうがよいと思います。

(かとれあ福祉ネット)

- ・ 牛田町のように町内活動がしっかりしたところでは地域支援者もある。また、そういうところではない場合は、介護施設等民間事業者がなりえる。

(事務局)

- ・ 安城市社会福祉協議会では、知立市社会福祉協議会とは機能が違うので、平常時において名簿をおくことができる。

(ボランティアセンター(社協))

- ・ ボランティアセンターの災害時の依頼があれば、名簿が活用できる。

(事務局)

- ・知立市社会福祉協議会に平常時に名簿をわたして活用することは現状考えにくい。災害時に社会福祉協議会に渡すのが妥当。

(安心安全課)

- ・町内会と自主防災組織は、どの町内もイコールとなっている。

(会長(けやきの会))

- ・平常時は、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者とする。
- ・災害時は、消防関係者、警察関係者とする。

(長寿介護課)

- ・在宅支援センターは、そのまま福祉避難所となるのか？

(安心安全課)

- ・福祉避難所については、市と在宅支援センターとの協定が必要となります。

(ボランティアセンター(社協))

- ・包括支援センターとしては、地域支援者となる。
もち帰って検討したい。

(事務局)

- ・地域支援者においては、在宅支援センター、包括支援センター、障がい者相談支援センター、障がい者事業所などが考えられるが、受けての事情もあるので再度検討していきたい。

(かとれあ福祉ネット)

- ・福祉避難所においては、先行して話しをさせていただいた。

(事務局)

- ・(2)の議題についても保留とさせていただきます。
- ・次回は、2ヶ月後に開催します。準備が早くできればもう少し早く開催したい。

○議題(1)について次回までの保留項目

- ・避難行動要支援者の範囲として提案されたもの

1. 精神障害者手帳 1.2 級
2. 療育手帳 A 判定または B 判定
3. 身体障害者手帳肢体不自由は 1,2,3,4 級、視覚障害は 1,2 級、聴覚障害は 2 級
4. 高齢者は 70 歳以上
5. 妊産婦
6. 乳幼児
7. 難病患者
8. 認知症高齢者

1～3については容認。

5、6次回到保留(健康増進課にて検討)

7は県に確認のうえ報告(福祉課にて検討)

4、8次回到保留(長寿介護課にて検討)

○議題(2)について次回までの確認すべき項目

1. 地域支援者の取り扱いについて

- ・ 包括支援センター、障害者相談支援センターが地域支援者として指定できるか（社会福祉協議会にて検討）
- ・ 在宅介護支援センターが地域支援者として指定できるか（長寿介護課にて検討）
- ・ 障がい者事業所を地域支援者としてしていただけるか（福祉課にて検討）

以上

第3回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ 議事録

議題等	平成 26 年度第3回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ		
日 時	平成26年11月14日（金）	場所	知立市役所
	午後1時36分～午後3時20分		第2・3会議室
出席者	○参加者 知立市民生・児童委員協議会（北部会長） 知立市民生・児童委員協議会（南部会長） 知立市民生・児童委員協議会（中部会長） 第2けやき作業所 かとれあワークス 知立手をつなぐ育成会 知立市聴覚障がい者協会 ○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主事		

1. あいさつ

第2けやき作業所 部会長より

2. 議題

災害対策基本法（災対法）の改正に基づき取り組む必要がある事項

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(事務局より)

資料を参照してください。

市役所側においては、事前に打合せを11月12日（水）に行いました。

知立市災害時等要援護者支援制度実施要綱

（要援護者）

第2条について

左側に避難行動要支援者について、二重線がひかれている部分が新規の部分です。

(1) ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者については、平成25年度より長寿介護課の調査対象が70歳以上に変更になった。以前は65歳以上が対象だった。

今回の避難行動要支援者として設定する範囲としては、長寿介護課より70歳以上のひとり暮らし高齢者でよいとの結果であった。

（部会長（けやきの会））

皆様の意見をいただきたい。

（聴覚障がい者協会）

高齢者の夫婦は、(1)の対象となるのでしょうか？

（事務局）

対象とはなりません。

資料1のP2 ◎要配慮者とは ◎避難行動要援護者とは について説明する。

75歳以上の高齢者夫婦世帯については、範囲に設定はせず、(8)その他支援を希望する

者で市長が支援を必要と認めた者に含めたいと考えています。

要配慮者の中から、特にあらかじめ支援が必要である方をさだめ、更に本人の承諾をえて、町内会、民生委員に伝えたい。

提示させていただいた案は、市内部で検討したものであり、みなさまの意見を聞いて変更していきたい。

(民生・児童委員(北部会長))

(1)については、これでいいのではないですか。

(事務局より)

(1)から(4)まで、高齢者、(5)から(7)まで、障がい者、(8)についてはオールマイティなものになっています。

先に、高齢者についての残りについて説明します。

(2)は要介護認定区分が3から5までの者(施設入所者を除く)

介護認定は、5段階で上から5で3は中度になります。

高度から中度について、対象とします。

(3)は要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者(施設入所者を除く)です。

日常生活自立度とは、医師が認知症高齢者の生活実態がどの程度かをあらかず判定基準です。

(4)は要介護2以下で障がい高齢者の日常生活自立度B以上の者(施設入所者を除く)です。

これは、要介護2以下でもランクB及びCについては、寝たきり状態である。

(民生・児童委員(北部会長))

避難行動要支援者の名簿において、75歳以上の高齢者夫婦についても掲載したほうがいい。75歳以上の高齢者夫婦世帯の調査をしている。

(事務局)

調査について、詳しく教えて下さい。

(民生・児童委員(北部会長))

ひとり暮らし高齢者と75歳以上の高齢者夫婦の調査をしている。

(事務局)

現在ひとり暮らしの70歳以上の方は、1,000人とのこと。75歳以上の高齢者夫婦は471世帯で、約1,000人である。合計およそ2,000人となります。

(8)については、75歳以上の高齢者夫婦を想定しています。

(8)については、市役所に本人が申請する必要がある。

(部会長(けやきの会))

(8)については、市役所からの本人が申請しなければ登録されない。

前回については、65歳以上にすると人数が増加するが、70歳以上でいいかが議論された。

(事務局)

ひとり暮らし高齢者の対象者は、長寿介護課の調査にゆだねる方法が合理的である。

(部会長(けやきの会))

70歳以上の高齢者夫婦をもうけることについて、意見はありませんか？

(民生・児童委員(北部会長))

(8)の内容について、「高齢者夫婦(75歳以上)で申請をすると対象になる」という説明をつけることによって、あらたに項目を設ける必要はないと思います。

(部会長(けやきの会))

ほかの方は、意見はありますか？意見がなければ、(1)から(4)についてはこれでいきます。

(事務局)

今回(6)と(7)について、追加させていただきました。

(1)については、前回の手をつなぐ育成会に意見を参考に追加しました。また、(7)については

かとれあ福祉ネットの意見を参考に追加しました。

(部会長(けやきの会))

前回の意見を参考にされていますので、どうでしょうか？

(聴覚障がい者協会)

視覚障がい及び聴覚障がい2級以上となっていますが、国にその基準があるのですか？6級以上の方に変更してほしい。例えば、補聴器がない場合は、6級でも言葉が聞こえない状態となります。

(事務局)

聴覚障がいの場合は、聴覚障がい者協会は6級以上が望ましいですか？

(聴覚障がい者協会)

視覚障がい者も3級でも重い障がいであると思います。

(事務局)

肢体不自由が3級については、主に身体的に活動不自由者を市側の意見として提示しました。

(聴覚障がい者協会)

全国聴覚障がい者協会の考えを聞いてお答えしたい。

(事務局)

障がいの等級は、今までのものを基準として考えます。

(聴覚障がい者協会)

要約筆記についての方もありますので、相談する時間がほしいです。

これを決めたあとで、見直しはできますか？

(事務局)

今回の見直しですか。次回の見直しですか。

(聴覚障がい者協会)

次回の見直しでもいいです。

(部会長(けやきの会))

知立市独自のものでもいいかなと思いますが、一度実施してみて、その後見直しをしてみてもいい。

精神障がいの方も2級以上でいいですか？

(かとれあ福祉ネット)

かとれあ家族会との協議をしています。国や他市の場合と比べても同じであるのでこれでいいと思います。

(手をつなぐ育成会)

(2)の文面中、これと同程度の障がいである者とはどういう方ですか？

(事務局)

療育手帳が交付されず、医師の診断書で障がい福祉サービスを利用できる方です。

(手をつなぐ育成会)

自閉症や発達障がい者(児)をさしており、福祉サービスを利用している方ですね。

(事務局)

(3)で、自閉症や発達障がい者(児)の例で網羅させていただく方法もあります。

(部会長(けやきの会))

範囲を(6)で広くしてもらおうほうがよい。

(手をつなぐ育成会)

聴覚障がい者の方も、範囲を広くして市から通知をしたほうがよい。

(かとれあ福祉ネット)

聴覚障がい者と視覚障がい者も同じ範囲で実施したほうがよい。

(事務局)

視覚障がい者においては、視覚障がい者の団体が無い。

十分な連絡がとれていない。

事務局案として、聴覚障がい者と視覚障がい者の対象者の等級について6級までとしたい。

(部会長(けやきの会))

視覚障がい者と聴覚障がい者については、6級以上にしてほしいと思います。

(聴覚障がい者協会)

視覚障がい者の協会は、豊橋市のライトハウスという協会がありますので、そこにおたずねいただければいいと思います。

(部会長(けやきの会))

視覚障がい者又は聴覚障がい者は6級までとし、あとはこのままでよいでしょうか？

では、意見がないので承認とします。

(事務局)

前回の乳幼児、妊産婦については、年齢ですぐ変わってしまう。また、対象者数が多すぎる。

乳幼児においては、両親といっしょにいるので、避難能力があると判断しました。

妊産婦においては、逃げれる身体能力を保持していると判断しました。

難病患者については、データ管理は愛知県で58疾患の方は把握できます。

130疾患から300疾患まで増加される予定で、難病については、現状身体能力がどの程度か把握できません。

今回は、3者に対しては、対象外とします。

(かとれあ福祉ネット)

知立市社会福祉協議会から市に難病の支給事業として実施しているので、市に申請をした方は情報を持っている。

国の逐条解説または安城市において、難病が対象となっているので、それを使用できる。

知立市として、難病の項目は設定したほうがよい。

難病の特定疾患については、普遍的なニーズが必要であると思います。

(事務局)

個人情報の管理については、非常に難しい点ではありますが、事務局としては、新しい災害対策基本法では、市が集約して持っているものの情報は使用できると思います。

追加で、難病の方を項目として、追加することは可能であると思います。

(部会長 (けやきの会))

追加で難病の方の項目を追加してください。

(2) 避難支援等関係者の範囲について

(事務局)

事務局より、(案)を説明する。

- ① 平常時から名簿情報の提供を受けて支援活動を行う者
 - ア. 自主防災組織・町内会
 - イ. 民生児童委員
- ② 災害時名簿提供を受けて支援活動を行う者
 - ア. 社会福祉協議会
 - イ. 消防機関
 - ウ. 警察機関
 - エ. 自衛隊その他公的な機関からの派遣されて救助活動を行う者

地域支援者については、個人の方に情報を提供することはしないこととしました。

地域支援者においては、障がい者相談支援事業所、包括支援センター、在宅支援センター、障がい者サービス事業所をあげてもいいが、関係の無い人ではなくサービスを利用している人に限るとのことです。

(部会長 (けやきの会))

地域支援者をどのようにするのか？

(民生・児童委員 (北部会長))

地域支援者は、隣組みであり、その場合知っていることが前提となるので、地域支援者としてあげる必要はない。

(部会長 (けやきの会))

けやきの場合は、事業所の利用者は、すべて把握している。けやき以外の方については、けやきに助けを求められれば助ける。よって、地域支援者に名簿を渡す必要はない。

事務局からの（案）はこのとおりでよろしいですか。

はい、了承しました。

(3)その他

(部会長（けやきの会）)

全体をとおして、何か意見はありますか？

ないですね。

(事務局)

次回開催予定は、1月を予定しております。

日時については、議事録と一緒に通知します。

以 上

◎議事内容まとめ

・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲について

(1)ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者

(2)要介護認定区分が3から5までの者（施設入所者を除く。）

(3)要介護度2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者（施設入所者を除く。）

(4)要介護度2以下で障害高齢者の日常生活自立度B以上の者（施設入所者を除く。）

(5)身体障害者のうち、障害程度1級から3級までの肢体不自由、障害程度1級から6級までの視覚障害者又は聴覚障害者

(6)知的障害者のうち、療育手帳による障害の程度がA判定もしくはB判定の者又はこれと同程度の障害である者

(7)精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳による障害の程度が1級若しくは2級である者

(8)特定疾患医療給付事業受給者のうち、知立市において見舞金を受給している者

(9)その他支援を希望する者で市長が支援を必要と認めた者、

・避難支援等関係者の範囲について

①平常時から名簿情報の提供を受けて支援活動を行う者

ア. 自主防災組織・町内会

イ. 民生児童委員

②災害時名簿提供を受けて支援活動を行う者

上記①に加え、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者

上記2項目につきまして、部会にて承認いただいた案とし、安心安全課に報告いたします。

第4回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ 議事録

議題等	平成 26 年度第4回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ		
日 時	平成 27 年 1 月 28 日（水）	場所	知立市役所
	午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分		第 2・3 会議室
出席者	○参加者 知立市民生・児童委員協議会（南部会長） 知立市民生・児童委員協議会（中部会長） 第2けやき作業所 知立市社会福祉協議会 知立市身体障害者福祉協議会 かとれあワークス 知立手をつなぐ育成会 知立市聴覚障がい者協会 知立市総務部安心安全課 知立市保険健康部長寿介護課 ○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主事		

1. あいさつ 部会長（けやきの会）

2. 議題

（事務局）

- ・平成 26 年度避難行動要支援者名簿作成スケジュールについて

平成 27 年 2 月に同意書は該当者に発送します。

区長から依頼があり、資料として「平成 26 年度避難行動要支援者名簿作成スケジュール（案）」を提出させていただきました。

スケジュールについては、別紙のとおりです。

当初は、3 月末に作成予定としておりましたが、システム開発等を実施しますので、6 月頃と変更させていただきました。

（1）避難行動要支援者名簿の取扱いに関する要綱（案）、様式について

（事務局）

別紙「避難行動要支援者名簿の取扱いに関する要綱（案）」を説明する。

第1条は、平成 27 年 3 月末をもって、地域防災計画が策定される予定です。それに基づき避難行動要支援者名簿の取扱いに関し、必要な事項を定めます。

第2条についての「避難行動要支援者」は、前回の会議において、みなさまに検討していただいた内容になっています。

難病の患者については、法律の変更がありましたので、その内容に即して変更してあります。

（部会長（けやきの会））

事務局の説明に対して質問はありますか？

(委員)

質問なし。

(事務局)

2「避難支援等関係者」については、前回の会議においては、みなさまに検討していただいた内容になっています。

(かとれあ福祉ネット)

「民生児童委員」の標記については、中点が必要と思いますがどうですか？

(事務局)

民生・児童委員の事務局に標記を確認します。

(部会長(けやきの会))

前回の会議のとおりですね。

(事務局)

「避難支援者」とは、様式第1をご覧ください。

*避難支援者の欄をご覧ください。近隣にお住まいの方であり災害時の避難支援を行っていただける方で、直接本人もしくは本人の家族等から依頼を受け、避難支援者として登録することに了承した者。で要綱の第2条第2項と一致します。

「避難支援者」を明記したのは、災害時に実際避難支援者できる方を記入していただきたく標記しました。

避難支援者の欄は、登録は必須ではなく空欄でも可とする考えです。

(事務局)

区長会から避難支援者の欄には、できるだけ記入してもらうように依頼があった。その点については、ご検討いただきたい。

(手をつなぐ育成会)

マンション・アパートに住んでいらっしゃる方が多いので人それぞれなので、記入は難しいと思います。

(かとれあ福祉ネット)

避難支援者の欄については、手あげ方式なので記入がないのはしょうがない。しかし、災害時における活用方法において、避難支援者の意義をわかりやすく説明する必要がある。かとれあ家族会のなかでは、避難支援者については、充分説明しており、あとは個人の意見にまかせる。

(事務局)

手をつなぐ育成会は会員に周知できる機会がありますか。

(手をつなぐ育成会)

手をつなぐ育成会においては、毎月1回定例会を実施しているが、会員が多くあつまるとはならないが、年1回の総会において、その他で周知できることはあります。その他毎月1回回報を回覧している。

(身体障害者福祉協議会)

身体障害者協議会においては、前回の会合では、会員の半数が避難支援者の重要性は感じているが、半数は家族が近くにいるので記入の必要はないと感じている。個人の問題なので、書ける方と書けない方がいる。また、民生・児童委員を知らない方も多くい

る。会としては、個人の判断にまかせることになっている。

(部会長 (けやきの会))

これを契機に、それぞれの団体の会議で、避難支援者重要性について、話し合いを実施してもらいたい。

(事務局)

第3条で名簿は毎年更新とします。

現状は、毎年名簿は更新できていませんでした。

2項で、転入転出時において随時更新する必要があります。

(部会長 (けやきの会))

第3条については、情報の共有をしてください。

(事務局)

第4条については、様式第1により同意書をいただく予定です。

様式第1に同意内容を明記し、氏名印鑑をいただく予定です。

町内会の欄については、区長からの要望です。

知立市区画整理事業により古くからの町内会の境界線の方が異なる名称の町名になってしまったことでその境界に属する要支援者の町内会の区長さん達から、どこの町内会に属するのか標記して欲しいとの依頼があったためです。

避難支援者の記載にあたっては、遠くにいる親戚等ではなくあくまで災害時近隣住民で支援することができる方の記入をお願いする予定です。また、この避難支援者のことにつきましても、支援をする側である町内会から、積極的に記載していただけるように案内文を送付してほしいと依頼がありました。

(部会長 (けやきの会))

聴覚障がい者のために、メールアドレスの欄を追加してください。

(事務局)

第5条 については「避難行動要支援者名簿登録内容変更・抹消届出書(案)は別紙のとおりです。

(ボランティアセンター)

抹消については、以下の欄に記載する必要があるのですか？

(事務局)

抹消については、以下の欄に記載する必要はありません。

例としては、施設等に入所したケースが多いと想定しています。

抹消については、理由項目を設けます。

(事務局)

第6条 については、避難支援等関係者による支援を明記しています。

(手をつなぐ育成会)

民生・児童委員に同意をした方に見守りをさせていただいてもいいと思います。

安城特別支援学校を通じて民生・児童委員と関わりをもちたいと思います。

障がい者スポーツ等の機会に知り合いになることもありますので、よろしくお願ひします。

(かとれあ福祉ネット)

どの程度の頻度で関わりますか？

(民生・児童委員 (南部会長))

個々のケースにおいて、その人の要求において、見守りをしています。

引きこもりの家庭については、非常にむずかしいので、民生・児童委員が積極的にうかがうことはありません。

(民生・児童委員 (中部会長))

見守りをするなかで、関わっていきますので障がいの程度において、気にかけていきます。

(かとれあ福祉ネット)

知的障がい者の方と同じでいいです。

(身体障害者福祉協議会)

障がいの程度において、関わりがかわってくるが、声をかけるのはいいです。

(民生・児童委員 (南部会長))

家族の方と関わると成功です。

第7条 (守秘義務)

(身体障害者福祉協議会)

責任のある方に管理してほしい。

(民生・児童委員 (中部会長))

区長と自主防災会をいっしょにはいけない。

昨年まで自主防災会が避難行動要支援者台帳もしらない。

町内全体で、連携ができるのかなと思います。

(手をつなぐ育成会)

区長さんや町内会の役員は台帳をしっかり管理してもらえるか心配です。

(身体障害者福祉協議会)

民生・児童委員に誰にあずけるかが問題となる。

1年で交代する区長にあずけるのは、心配である。

(手をつなぐ育成会)

民生・児童委員にあずけるほうがいい。

(民生・児童委員 (中部会長))

民生・児童委員は、家庭訪問時に関係書類はもちださないが基本です。

(手をつなぐ育成会)

自主防災会は各町内にあるのですか？

(安心安全課)

自主防災会は、各町内会にあります。

町内によっては、区長が長となる場合と専門の自主防災会長がいるケースがあり、まちまちです。

(手をつなぐ育成会)

防災訓練時に障がい者の方が参加して、実際にやってみることが重要である。

(民生・児童委員 (中部会長))

自主防災会は、避難場の設営が主となるので、民生・児童委員が避難行動者への対応となる。

(かとれあ福祉ネット)

守秘義務については、災害対策法の第49条をいれるとインパクトがあると思う。

(事務局)

災害対策法の第49条を要綱に追加します。

現状では、区長さんに渡しています。1年で任期が終わってしまうので、その方から引き継ぐのか、新たに渡すのかを検討したい。

(かとれあ福祉ネット)

災害対策法の第49条を要綱に記載することについては、法規担当がどう考えるかによる。

(民生・児童委員(中部会長))

民生・児童委員は3年に1回かわるときに、引継書を作成するが、そのようなものをつかったらどうか？

(事務局)

区長に引継書があるかは確認します。

(部会長(けやきの会))

第7条については、名簿の管理と区長の引継ぎを確認してください。

(事務局)

第8条 市の債務については、福祉課及び安心安全課が中心になって地域の支援組織作りを行っていきますが、安心安全課はどうですか？

(安心安全課)

毎年1回自主防災会の会合をひらいているので、そこで地域の支援組織作りを当たっていききたい。

(事務局)

市長から民生・児童委員と自主防災会との連携をとってほしいとの依頼があります。

今後、福祉課と安心安全課で協議の場をつくり、すすめてまいります。

この会議で、その進捗状況を管理していただきたいと思います。

(2) 避難行動要支援者名簿作成案内文等について

(部会長(けやきの会))

次に、「避難行動要支援者登録制度について(案)」はどうですか？

(事務局)

◎避難行動要支援者の範囲の(9)については、例示を示していきたい。

(民生・児童委員(南部会長))

感想ですが、量が多すぎて読まない。

(事務局)

高齢者等が読まれるので、みやすい形にします。

(民生・児童委員(南部会長))

制度を説明したいのか？登録してほしいのか？

問合せ先を大きく表示して問合せを受ける方法をとるのか？

もよりの民生・児童委員に聞いてくれと書くのも一つの案である。

(身体障害者福祉協議会)

高齢者には、無理です。少し長すぎます。

(事務局)

記載の方法、レイアウト、文字が多すぎますので、通知をだす時点で更正します。

制度、登録、提出の3点に絞ってわかりやすく更正します。

(部会長(けやきの会))

要約して作成しなおしてください。

その他について事務局よりお願いします。

(事務局)

日程については、後日調整します。

(3) その他

(事務局)

2月上旬に発送しますので、委員には、修正案を郵送します。

(かとれあ福祉ネット)

「避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意書」(案)で町内会の欄が一番目立つところにあるは検討をしたほうがよいと思います。

(事務局)

その点についても検討します。

以 上

第5回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ 議事録

議題等	平成 26 年度第5回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅱ		
日 時	平成 27 年 3 月 6 日 (金) 午前 10 時 00 分～正午	場所	知立市役所 第 2・3 会議室
出席者	<p>○参加者</p> <p>知立市民生・児童委員協議会（北部） 知立市民生・児童委員協議会（南部） 知立市民生・児童委員協議会（中部）</p> <p>◎第2けやき作業所</p> <p>知立市社会福祉協議会 知立市身体障害者福祉協議会</p> <p>かとれあワークス 知立手をつなぐ育成会 知立市聴覚障がい者協会（手話通訳者 I・II） 知立市保険健康部長寿介護課</p> <p>知立市長 知立市福祉子ども部長</p> <p>○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主事</p>		
<p>1. あいさつ 部会長（けやきの会）</p> <p>2. 議 題</p> <p>(1)避難行動要支援者名簿作成スケジュール変更について (事務局より説明する。)</p> <p>別紙「避難行動要支援者名簿作成スケジュール」より説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 2 月 16 日ごろ対象者あてに郵送して作成することをつたえたが、平成 27 年度において、避難行動要支援者システムを作成後発送することに変更します。 ・ 3 月議会で避難行動要支援者システム委託料を予算化します。 4 月から 6 月に避難行動要支援者システム改修をします。 5 月初旬に要支援者宛発送をします。 6 月から 7 月で入力確認作業を行います。 区長、民生・児童委員名簿提供は 8 月を予定しています。 平成 27 年 8 月 30 日 知立市総合防災訓練となります。 <p>(かとれあ福祉ネット)</p> <p>避難行動要支援者の制度についての PR はいつ行いますか？ (事務局)</p> <p>5 月 1 日号広報ちりゅうで PR します。</p> <p>(かとれあ福祉ネット)</p> <p>文書だけではわかりにくいので、わかりやすい図をあらわしてみてもどうか。 (事務局)</p>			

わかりました。勉強させていただきます。

つづきまして、前回の修正点について、説明させていただきます。

別紙「知立市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する要綱」の第2条の(2)から(4)の(施設入所者を除く)について、どこまで除くのかを長寿介護課と福祉課と協議しました。別紙「介護保険3施設の概要」の3施設、特別養護老人ホーム(市内2件)(※小規模特別養護老人ホーム(市内1件))、老人保健施設(市内1件)、介護療養型医療施設(市内0件)と裏面「高齢者の住まいについて」については、③養護老人ホーム(市内0件)⑤認知症高齢者グループホーム(市内2件)を対象とします。

① サービス付き高齢者向け住宅(市内0件)②有料老人ホーム(市内1件)④経費老人ホーム(市内1件)は、通常の住宅と同じ扱いとします。

(部会長(けやきの会))

対象と対象でないのがよくわからない。

(事務局)

対象としないのは、施設において災害時の支援や対応ができるところに入所している方については、対象からはずすこととした。

対象外とした施設は、在宅のあつかいとしている。

(部会長(けやきの会))

①②④を名簿にのせるということですね。

(事務局)

そうです。

つづきまして、第3条2(1)イ 民生児童委員 → 民生・児童委員 とします。

第6条 第2条第2項第1号 に改めました。

第7条 法第49条の12の規定により に改めました。

様式第1「避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意書(案)」については、メールアドレスを追加しました。

様式第2 については、抹消理由を追加しました。

また、メールアドレスを追加しました。

(かとれあ福祉ネット)

東日本大震災の死亡者の6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡者の割合が健常者の2割であることが問題であった。

第6条の個別計画において、視覚障がい者においてはガイドヘルパー、聴覚障がい者においては手話通訳者が必要である。

この個別計画についてどう考えるかを教えてほしい。

(事務局)

個別計画においては、全体計画の進捗状況に連動して、この会で検討していきたい。

(かとれあ福祉ネット)

障がい者の方は、いろんな障がいがあるので、個々の方にあわせた実効性のある個別計画を作成する必要がある。

その個別計画にそった防災訓練が必要である。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりすすめていきたい。

(手をつなぐ育成会)

けやき作業所では、グループホームが3ヶ所ある。

入所している方の支援はどうなっていますか？

(部会長(けやきの会))

3ヶ所あるうち2ヶ所は、土曜日、日曜日は家に帰る。

1ヶ所あるうち4名は、そのままグループホームいる。

(事務局)

けやき作業所では、4名の方については、どうなっていますか？

(部会長(けやきの会))

避難訓練は年2回ある。

住所については、親の住所であるので災害時において民生・児童委員の方にそのことが伝わっていないければ支援に支障がでる。

(事務局)

個別支援計画を作成する段階で検討する。

(かとれあ福祉ネット)

様式1の町内会に欄については、対象者が町内会に加入をしないと支援を受けられないと誤解をされてしまうと思うがいいのか？

(事務局)

町内会については、区長会からの要望がありどこかに配置する必要があるがどこがいいか？

(かとれあ福祉ネット)

一番上にあるとインパクトが強すぎる。

(民生・児童委員(北部会長))

その方たちが町内会にはいらない理由があるのか？

なぜ、はいらないのか。

(かとれあ福祉ネット)

加入率が低いので、加入していない該当者の立場の方が多いと思われる。

精神障がい者の家庭においては、加入していない世帯は隠す行為はなくなってきているが、加入していない世帯も多い。

障がい者の方は、差別等に対しては、敏感である。

(市長)

町内会においては、100%のところと、60%のところではばらばらである。

(手をつなぐ育成会)

賃貸のアパートの方等の町内会の加入率は、わるいと思います。

町内会の欄は下の位置に移動させるほうがいい。

(市長)

区長会からもこの話は意見が出ているのでこの件について多くの方から意見をいただきたい。

(部会長 (けやきの会))

以前は、私も町内会にはいていたが、役員がまわってくるとお手伝いできなくなった。

役員がまわってくるとお手伝いできないことが理由で町内会にはいない方もいるのではないか。

(民生・児童委員 (南部会長))

役員がまわってくる問題で、役員をやらないとなにができるのか？

町内会にはいってもらうために、役員は大変苦労する。

民生・児童委員は、なにができるのか？

まずは、自分の身をまもること。

平常時に、民生・児童委員は、まわりの方と仲良くなる活動をしている。

役員がやれないと、やめてしまうのはもったいない話でなにができるかをすすめていくことが重要と思う。

障がい者の方も自分たちの世界で枠をつくってしまう。

町内会の組織をしっかりとできないとなにもできない。

町内会には、ぜひ入ってもらいたい。

(部会長 (けやきの会))

マンションで50世帯あるなかで、10世帯しか町内会に加入していないため、2年に1回役員がまわってくる。

(身体障害者福祉協議会)

町内会の役員で、活動していると近所の子どもたち等から声がかかる。町の人との顔をつなげられるので良い。

(市長)

町内会の欄が問題となっているが、自分が災害時ひとりでどうしようもないと思う視点でつくる必要があるが、一番上にあることが、なにが問題となるのでしょうか？

(かとれあ福祉ネット)

町内会に加入していないと支援してもらえないと思われる方がいるのではないかを問題にしている。

(身体障害者福祉協議会)

欄があって、一番上にあるほうがいい。

(聴覚障がい者協会)

説明があれば書くと思いますが、説明がないと入会していないと支援してもらえないと誤解します。

(事務局)

町内会に入会していない場合でも、災害時における支援を受けられるとの説明をいれる予定です。

(福祉子ども部長)

町内会のなかに自主防災会がある。

区長からの要望があり、のせることとなった。

以前の災害時要援護者制度の時は、この欄はなかったのだが、今回は載せさせていた

だきたい。

(手をつなぐ育成会)

場所をもう少し下に変更してもらえばいい。上の方にあると誤解を招きやすいと思う。

(民生・児童委員(北部会長))

町内会にはいない理由がわからない。

(市長)

役員が2年に1回まわる点については、理解できる。とても役員は、やれない。

(身体障害者福祉協議会)

ひとり家庭においては、役員をとばすなどの配慮はある。

(民生・児童委員(北部会長))

個々の事情にあわせて、会費に特例を設けたりしている。

(かとれあ福祉ネット)

新規の方は重点的に勧誘しているし、アパートについては、大家さんを通じて勧誘している。

(福祉こども部長)

位置については、事務局で検討します。

また、説明をつけます。

(聴覚障がい者協会)

入会している・入会していない → 有 ・ 無 にしたらどうか？

(事務局)

入会している・入会していないや位置については、事務局にまかせてほしい。

(聴覚障がい者協会)

入会している・入会していないでは、すべてが遮断されてしまっている印象をうける。

(事務局)

参考にさせていただきレイアウト考えます。

(市長)

個別計画については、いい意見ですのでこれについて詳しく教えてほしい。

(事務局)

個別計画については、全体計画にあわせて個別計画を作成していきます。

(かとれあ福祉ネット)

個別計画については、目がみえない方は、ガイドヘルパーが必要である。また、耳が聞こえない方は、手話通訳者がいないと生活がむずかしい。

本来なら、町内会等が個別計画をつくっていくが、防災訓練等の実施するなかで問題点を洗い出し、行政側でモデルケースを提示してほしい。

(事務局)

別紙「避難行動要支援者名簿の作成について」は図等をいれて再度見直しをします。

(2) 全体計画の策定について

(事務局)

別紙「全体計画・地域防災計画において定める事項」

関係するのは、地域防災計画において定める必須事項以外の欄の下の10項目です。

10項目について、みなさまからのご意見をいただきたい。

(かとれあ福祉ネット)

地域防災計画が3月に更新していくが、どのようになっていますか？

(事務局)

避難行動要支援者名簿の登録される方が地域防災計画に掲載されます。

(聴覚障がい者協会)

避難行動要支援者の避難場所について検討してほしい。

(事務局)

平成27年度のこの会議で、最優先で決定してもらいたい事項です。

(身体障害者福祉協議会)

福祉避難場所においては、車イスが通れるようにしてもらいたい。

(手をつなぐ育成会)

自閉症の方が避難所で生活ができるように、個別部屋を設けてもらい、保健師さん等配置をお願いしたい。

避難訓練にも、障がいの特性をしてもうように参加していきたい。

(部会長(けやきの会))

支援体制の確保や名簿に不同意であった者に対する支援体制についてはどうするのか？

(事務局)

難しい問題であるので、この会議で議論をお願いします。

(福祉こども部長)

町内会や民生委員に提示するのは、同意をいただいた方。市が管理するものは、避難行動要支援者名簿で同意をいただいていない方も含んだ名簿もつくります。

(部会長(けやきの会))

企業と協定締結を結ぶについては、事務局はどう考えていますか？

(事務局)

この部会では、病院だとか介護事業所とか障がいサービス事業所とかの協定締結が必要であると考えます。

(民生・児童委員(北部会長))

同意・不同意について、情報提供しないのはおかしい。

(事務局)

障がいがある点については、かなり差別があるのかなあと感じています。

そのため、情報を公開したくないと思う方が多くいるのではないかと思います。

(事務局)

修正させていただいたものについては、後日郵送させていただきたい。

(かとれあ福祉ネット)

区長会と民生・児童委員連絡協議会には、情報提供してもらいたい。

いままであった名簿については、どうなるのですか？

(事務局)

今回、新しいものを作り直します。

4月に区長会、民生・児童委員連絡協議会に情報提供します。

(3)その他

次回開催については、平成27年4月上旬に開催します。

以 上